

審 査 基 準

平成29年 3 月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第 5 項
処 分 の 概 要：免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第92条の 2 第 1 項（免許証の有効期間）、第101条第 1 項（免許証の更新及び定期検査）、第101条の 2 の 2 第 1 項（更新の申請の特例）、第101条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の 4 第 1 項及び第 2 項（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の 6（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の 6 の 2（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 2 条
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 日(行政庁の休日は含まない。) エリア外の警察署は 2 0 日 経由地申請は 2 0 日（運転免許センターのみ）
申 請 先：警察本部交通部運転免許課免許係、エリア外警察署にあつては住所地在を管轄する警察署交通課
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許課免許係、エリア外警察署にあつては住所地在を管轄する警察署交通課 運転免許課 電話 0952-98-2220 内線220
備 考：